

周 南 市

EV・PHV普及促進補助金の手引き

【当制度は令和9年度末（令和10年3月）までを予定しています】

令 和 7 年 4 月

周南市 環境生活部 環境政策課

連 絡 先
(TEL 0834-22-8324)

1. EV・PHV 普及促進補助金の交付申請手続フロー図

補助金交付申請

[提出書類等]

- ① 補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）
※一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車の導入に関する補助金（以下「センター補助金」という。）の補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の発行日の属する年度の3月31日まで
- ② センター補助金の交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の写し
- ③ 誓約書（別記様式第2号）
- ④ 補助金額算出表（別記様式第3号）
- ⑤ 補助対象車両の全額分の支払いが確認できる書類の写し
※所有権留保付ローンや残価設定型ローン（クレジット）による購入の場合、領収書やローンの契約書等、契約の内容や全額分の支払いが客観的に確認できること
- ⑥ 補助対象車両を主に駐車する場所の位置図
- ⑦ ⑥の場所において撮影した補助対象車両の全体が写ったカラー写真
※車両番号を確認できること
- ⑧ 補助対象車両の自動車検査証または標識交付証明書の写し
（電子自動車検査証の場合は、加えて自動車検査証記録事項の写し）
- ⑨ 補助対象車両の車名、グレード及び購入価格が明示されている注文書、請求書、契約書等の写し
- ⑩ 下取車がある場合は、下取価格が車両代金の一部に充当されたことが確認できる書類
- ⑪ 住民票の写し（住民情報について市が確認することに同意する場合は不要）
※提出日の3月以内のもの、マイナンバーの記載がないもの
- ⑫ 申請者について市税の滞納の無いことの証明書（納税情報について市が確認することに同意する場合は不要）
※提出日の1月以内のもの
- ⑬ その他市長が必要と認める書類

受付・内容審査

[受 付]

- 提出書類の確認
- 概要の説明

[審 査]

- ① 申請者・住所・駐車場所の確認
- ② 提出書類のチェック

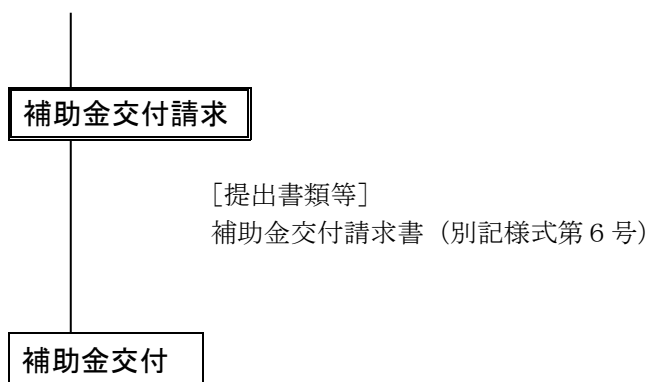
交付決定通知

[交付決定]

- 補助金交付決定通知書
（別記様式第4号）

[不交付決定]

- 補助金不交付決定通知書
（別記様式第5号）



※事務手続き上、補助金交付請求書の提出から振込までに1月程度かかります

2. 補助金交付申請手続

(1) 補助金交付申請

- ・ 申請手続きは自動車販売業者等の事業者でも代行可
- ・ 個人が自家用車として購入する場合のみ対象
- ・ 電子自動車検査証の場合は、自動車検査証記録事項の写しも必要
- ・ 補助金には限りがあるため、申請前に環境政策課に確認（先着順で受付）

◎提出書類等・・・1～2 ページのフロー図参照

◎申請書類提出時の注意事項

- ① 申請書類に不足はないか
- ② 申請書類の氏名や日付、住所、金額等は正しいか
- ③ 補助対象車両に、他の周南市補助金等を重複して受給していないか
- ④ 財産処分制限の確認

補助事業者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して4年を経過する前に補助対象車両を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、周南市補助金等交付規則第24条の規定によりあらかじめ市長の承認を得なければならない。

(2) 申請書の受付、内容審査

◎受付（環境政策課 周南市岐山通1-1 周南市役所2階⑤窓口）

- ① 提出書類の確認
- ② 補助枠の確認（補助金の枠があるか）
- ③ 概要説明

◎内容審査

- ① センター補助金の補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の発行日の属する年度の3月31日までの申請か
- ② 申請者と車両番号等の確認
 - ※自動車検査証上の所有者及び使用者と申請者が同一か
 - ※所有権留保付ローン等による購入の場合、自動車検査証上の所有者が自動車会社又はローン会社等であり、かつ使用者が申請者であるか
 - ※過去に同じ人または車両に補助金を交付していないか
- ③ 補助金額算出表と支払いが確認できる書類に齟齬がないか
 - ※下取車がある場合は、下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認
 - ※所有権留保付ローン等による購入の場合、申請者が契約者となっているローン、クレジット等の内容が把握できる契約書の写し等があるか
- ④ 車両全体カラー写真
 - ・ 駐車する場所の位置図と写真が一致するか
 - ・ 書類の車両番号と写真のナンバープレートの番号が一致するか
- ⑤ 住民票の写しは提出日の3月以内のものか（住民情報について市が確認することに同意する場合は不要）
- ⑥ 市税の滞納の無いことの証明書は提出日の1月以内のものか（納税情報について市が確認することに同意する場合は不要）
- ⑦ 提出書類のチェック

[概要説明の内容]

- ① 予算の範囲内で実施（補助金には限りがあります）
- ② 今後の提出書類

(3)最終審査

- ・ 提出書類の審査
- ・ 必要に応じて現地調査

(4)交付決定

- ・ 補助金の交付が決定したら通知（補助金交付決定通知書 別記様式第4号）
- ・ 補助金の不交付が決定したら通知（補助金不交付決定通知書 別記様式第5号）

(5)補助金交付請求

- ・ 補助金交付決定通知書が届いたら提出（補助金交付請求書 別記様式第6号）

(6)補助金交付

補助金を交付

※事務手続き上、補助金交付請求書の提出から振込までに1月程度かかります。

3. 補助額

補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内で、次に定める区分の補助上限額を限度とします

区分	補助上限額	補助率
電気自動車（軽自動車を除く）	10万円	1/2
電気自動車（軽自動車）	5万円	
プラグインハイブリッド自動車	5万円	

4. お問合せ窓口

環境政策課 環境政策担当 （ TEL 0834-22-8324 ）

周南市E V・P H V普及促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自動車から排出される大気汚染物質及び温室効果ガスを削減することを目的とし、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の普及を促進するため、周南市E V・P H V普及促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない四輪以上の自動車であって、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が「電気」とであると記載されているものをいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動する電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な四輪以上の自動車であって、自動車検査証に当該自動車の燃料が「ガソリン・電気」とであると記載されているものをいう。

(補助対象車両)

第3条 補助の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車の導入に関する補助金の内、市長が別に定める補助金（以下「センター補助金」という。）の交付決定を受けた電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（新車に限る。）であること。
- (2) 使用の本拠の位置が周南市内であること。
- (3) 自家用乗用車として購入された車両であること。

2 補助対象車両は、次条の補助対象者1人につき1台までとする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) センター補助金において、交付決定を受けている者
- (3) 市税の滞納が無い者
- (4) 周南市暴力団排除条例(平成23年周南市条例第23号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者
- (5) 補助金の交付を受けたことがない者

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象車両の車両本体価格とし、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額、附属品等(メーカーオプションを含む。)の購入費用、値引き額及びセンター補助金の交付決定額を除いた額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、給電機能をメーカーオプション設定で装備した車両の場合は、当該給電機能の装備に係る費用を補助対象経費に含めるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、予算の範囲内で、次の各号に定める区分に従い当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 電気自動車(軽自動車を除く。)の購入 10万円
- (2) 電気自動車(軽自動車)の購入 5万円
- (3) プラグインハイブリッド自動車の購入 5万円

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、センター補助金の手続を行った後、第1号に掲げる通知書の発行日の属する年度の3月31日までに、補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) センター補助金の補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の写し
 - (2) 誓約書（別記様式第2号）
 - (3) 補助金額算出表（別記様式第3号）
 - (4) 前号に関する補助対象車両の全額分の支払いが確認できる書類の写し
 - (5) 補助対象車両を主に駐車する場所の位置図
 - (6) 前号の場所において撮影した補助対象車両の全体が写ったカラー写真
 - (7) 補助対象車両の自動車検査証又は標識交付証明書の写し（電子自動車検査証の場合は、加えて自動車検査証記録事項の写し）
 - (8) 補助対象車両の車名、グレード及び購入価格が明示されている注文書、請求書、契約書等の写し
 - (9) 下取車がある場合は、下取価格が車両代金の一部に充当されたことが確認できる書類
 - (10) 住民票の写し（提出日の3月以内のもの。ただし、住民情報について市が確認することに同意する場合は省略することができる。）
 - (11) 申請者について市税の滞納の無いことの証明書（提出日の1月以内のもの。ただし、納税情報について市が確認することに同意する場合は省略することができる。）
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- （補助金交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った上で補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（別記様式第4号）又は補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という）は、補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（協力）

第10条 市長は、補助金受給者に対し、必要に応じて使用状況の報告その他協力を求めるこ

とができるものとする。

(取得財産等の管理等)

第11条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限等)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して4年を経過する前に補助対象車両を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、規則第24条の規定によりあらかじめ市長の承認を得なければならない。

(書類の保存)

第13条 補助事業者は、この補助事業に関する全ての証拠書類を、補助金の入金の日属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条から第13条までの規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。